

改正

平成29年4月1日訓令第65号

平成30年4月1日訓令第58号

平成31年3月22日訓令第38号

鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）内に移住で登録建物を購入若しくは賃借した者又は事業者建物を購入した者が円滑な居住生活を送るために行う当該登録建物若しくは事業者建物の修繕若しくは改修（以下「修繕等」という。）及び家財撤去又は市内への移住を行う者の受入のために当該認定建物の修繕等を行う認定建物の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 市内に転入して6月に満たない移住の形態をいう。

(2) 登録建物 市内への移住を検討している者向けの住宅として、市が鹿角市宅地・建物データベース（以下「データベース」という。）に登録した建物をいう。

(3) 事業者建物 市への移住・定住促進及びデータベース拡充に係る協定を締結した事業者が仲介する建物をいう。

(補助対象者等)

**第3条** 補助金の交付対象者は、移住を行うため、登録建物を購入若しくは賃借、若しくは事業者建物を購入し、当該登録建物若しくは事業者建物の修繕等若しくは家財撤去を行う者又はその者の属する団体若しくは企業の代表者（この要綱による補助金の申請日前1年以内に市から転出したことがある者及び購入又は賃貸した登録建物の所有者と親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）関係にある者を除く。）とする。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付に係る条件は、次のとおりとする。

(1) 修繕等及び家財撤去は、市内に本店又は営業所等を有する業者が施工若しくは作業したものに限ること。ただし、市長が適当と認め、かつ市内に所在がある団体にあつては、この限りでない。

(2) 登録建物を賃貸により使用する場合にあつては、当該登録建物の所有者との間に修繕等の同意及び原状回復義務の免除が書面により確認ができること。

(3) この要綱による補助金（廃止前のかづの d e “ふるさとライフ” 奨励金を含む。）の交付を受けた者及びその者と同一世帯である者は、補助金の交付を受けることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(4) この要綱による補助金（廃止前のかづの d e “ふるさとライフ” 奨励金を含む。）の交付を受けた登録建物及び事業者建物に係る補助金の交付は、補助金の交付を受けることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額等は、別表のとおりとし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金交付の対象とする事業のうち、補助の対象となる経費は別表のとおりとする。

(交付申請)

**第6条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 登録建物又は事業者建物を使用することができる権利を証明できる書類の写し

(2) 修繕等及び家財撤去の概要が分かる平面図及び位置図

(3) 修繕等及び家財撤去の施工前又は作業前の状況が分かる写真

(4) その他市長が必要と認めた書類

(決定の通知)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により内容が適正であるかどうかを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更等の承認申請)

**第8条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について変更しようとするときは、速やかに規則第7条に定める補助事業変更承認申請書及び関係書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

**第9条** 補助事業者は、修繕等及び家財撤去が終了した日から1月以内に、規則第13条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 修繕等及び家財撤去に関する領収書又は支払を証明できる書類

(2) 修繕等及び家財撤去後の概要が分かる平面図及び位置図

(3) 修繕等及び家財撤去後の完成写真

(4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

**第10条** 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金交付額確定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第11条** 市長は、補助金の交付決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の全部を返還させることができる。

(1) この要綱による補助金の交付の対象となった登録建物又は事業者建物を交付決定通知の日から3年以内に取り壊したとき。

(2) この要綱による補助金の交付の対象となった登録建物又は事業者建物を交付決定通知の日から3年以内に転売し、又は賃貸借契約を解除したとき。

(3) 第5条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。

(4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(かづのd e “ふるさとライフ” 奨励金交付要綱の廃止)

2 かづのd e “ふるさとライフ” 奨励金交付要綱（平成20年鹿角市訓令第32号）は、廃止する。

附 則（平成29年4月1日訓令第65号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第58号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日訓令第38号）

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金対象区分	補助対象経費	限度額
登録建物賃借者	修繕等費用	上限50万円
事業者建物購入者	修繕等費用 家財撤去費用	上限50万円
登録建物購入者	修繕等費用 家財撤去費用	上限100万円